

久喜市新規就農者経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市新規就農者経営開始資金交付要綱（令和5年久喜市告示第26号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第4号（第4条関係）

新規就農者経営開始資金交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

印

久喜市新規就農者経営開始資金の交付を受けたいので、久喜市新規就農者経営開始資金交付要綱第4条第1項の規定により申請及び請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 及び請求額			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな)氏名			

添付書類（前回の交付申請で添付した書類により下記の内容が確認できる場合は省略することができます。）

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は確定申告書の写し等）
- 前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合にあっては、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を記載した書面及び当該事情の根拠書類

